

令和 8 年 6 月湖西市議会定例会

議 案 書

議 案 一 覧 表

(令和 8 年 6 月 湖西市議会定例会)

議 案 番 号	件 名
議案第 48 号	湖西市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 49 号	湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 50 号	湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 51 号	湖西市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 52 号	湖西市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
議案第 53 号	湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について
議案第 54 号	財産の取得について
議案第 55 号	令和 8 年度湖西市一般会計補正予算 (第 1 号)
議案第 56 号	令和 8 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 57 号	令和 8 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 58 号	令和 8 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
議案第 59 号	令和 8 年度湖西市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

日程第 1

会議録署名議員の指名

6 番 加 藤 治 司

7 番 滝 本 幸 夫

令和 8 年 5 月 29 日

湖西市議会議長 神 谷 里 枝

日程第 2

会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 6 月 12 日までの 15 日間とする。

令和 8 年 5 月 29 日

湖西市議会議長 神 谷 里 枝

議案第 48 号

湖西市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処 分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 8 年 5 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

専決第 5 号

湖西市条例第 19 号

湖西市税条例の一部を改正する条例

湖西市税条例(昭和 30 年湖西市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 19 条中「、第 81 条の 6 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、」を削る。

第 33 条第 3 項中「以下この項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「いう。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 80 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 80 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項」

を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項前段中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項後段中「種別割」を「軽自動車税」に、「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第 7 条の 3 の前の見出し及び同条を削る。

附則第 7 条の 3 の 2 に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第 1 項中「居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は」を「同法第 41 条第 1 項に規定する居住年が」に、「において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「には、法附則第 5 条の 4 第 5 項」に改め、同条第 2 項中「附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「附則第 7 条の 3 第 1 項」に改め、同条を附則第 7 条の 3 とする。

附則第 8 条第 1 項中「令和 9 年度」を「令和 12 年度」に改め、同条第 2 項中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を削る。

附則第 10 条の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 21 項」を「附則第 15 条第 20 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 22 項第 1 号」を「附則第 15 条第 21 項第 1 号」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 22 項第 2 号」を「附則第 15 条第 21 項第 2 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 22 項第 3 号」を「附則第 15 条第 21 項第 3 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 23 項第 1 号」を「附則第 15 条第 22 項第 1 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 23 項第 2 号」を「附則第 15 条第 22 項第 2 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号イ」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号ロ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号ハ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号ニ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号」を「附則第 15 条第 24 項第 2 号」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 24 項第 3 号イ」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 24 項第 3 号ロ」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 24 項第 4 号」に改め、同条第 17 項から第 19 項までを削り、同条第 20 項中「附則第 15 条第 36 項」を「附則第 15 条第 35 項」に改め、同項を同条第 17 項とし、同条第 21 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改め、同項を同条第 18 項とし、同条第 22 項中「附則第 15 条第 40 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同項を同条第 19 項とし、同条第 23 項中「附則第 15 条第 41 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改め、同項を同条第 20 項とし、同条中第 24 項を第 21 項とし、第 25 項を第 22 項とし、同条に次の 1 項を加える。

23 法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

附則第 10 条の 3 第 7 項中「附則第 12 条第 16 項」を「附則第 12 条第 17 項」に改め、同条第 8 項中「附則第 12 条第 19 項」を「附則第 12 条第 20 項」に改め、同条第 9 項第 4 号中「附則第 12 条第 23 項」を「附則第 12 条第 24 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 24 項」を「附則第 12 条第 25 項」に改め、同条第 10 項第 5 号中「附則第 12 条第 31 項」を「附則第 12 条第 32 項」に改め、同条第 12 項第 5 号中「附則第 12 条第 31 項」を「附則第 12 条第 32 項」に改め、同条第 15 項中「附則第 12 条第 19 項」を「附則第 12 条第 20 項」に改め、同条第 16 項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第 3 項の条例で定める同法第 2 条第 18 号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第 15 条の 2 から第 15 条の 6 までを削る。

附則第 16 条の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「法第 444 条第 3 項に規定する」を「道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」に、「から第 4 項まで」を「及び第 3 項」に改め、「の種別割」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」を「令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第 3 項中「法第 446 条第 1 項第 3 号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和 4 年 4 月 1 日」を「令和 7 年 4 月 1 日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和 8 年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第 4 項を削る。

附則第 16 条の 2 の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「の種別割」を削り、「から第 4 項まで」を「又は第 3 項」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「の種別割」を削る。

附則第 16 条の 3 第 3 項第 2 号、第 16 条の 4 第 3 項第 2 号及び第 18 条第 3 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 18 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「令和 5 年度」を「令和 11 年度」に改める。

附則第 19 条第 5 項第 2 号、第 20 条第 2 項第 2 号及び第 21 条第 2 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 21 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号並びに第 21 条の 3 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号中「、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の湖西市税条例（次条第 1 項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項において「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に旧法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 49 号

湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 8 年 5 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

専決第 6 号

湖西市条例第 20 号

湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例

湖西市都市計画税条例（昭和 39 年湖西市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 36 項」を「附則第 15 条第 35 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 41 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改める。

附則第 15 項中「第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」を

「第 8 項、第 12 項から第 16 項まで、第 18 項、第 19 項、第 23 項、第 26 項、第 30 項から第 32 項まで、第 35 項、第 36 項、第 40 項若しくは第 43 項」に改め、同項を附則第 16 項とする。

附則第 14 項中「附則第 6 項及び第 8 項」を「附則第 7 項及び第 9 項」に、「附則第 6 項及び第 9 項」を「附則第 7 項及び第 10 項」に、「附則第 7 項、第 9 項及び第 10 項」を「附則第 8 項、第 10 項及び第 11 項」に、「附則第 9 項から第 11 項」を「附則第 10 項から第 12 項」に、「附則第 11 項の「農地」を「附則第 12 項の「農地」に、「附則第 11 項の「前年度分」を「同項の「前年度分」に、「附則第 12 項」を「附則第 13 項」に改め、同項を附則第 15 項とする。

附則第 13 項中「附則第 11 項」を「附則第 12 項」に改め、同項を附則第 14 項とする。

附則第 12 項を附則第 13 項とし、附則第 11 項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項を附則第 8 項とし、附則第 6 項を附則第 7 項とする。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成

18 年政令第 379 号) 第 5 条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第 3 項の条例で定める同法第 2 条第 18 号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

附則第 5 項を附則第 6 項とし、附則第 4 項の次に次の 1 項を加える。

(法附則第 15 条の 11 第 1 項の条例で定める割合)

- 5 法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する市の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の湖西市都市計画税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に地方税法等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 2 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 50 号

湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 8 年 5 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

専決第 7 号

湖西市条例第 21 号

湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「660,000 円」を「670,000 円」に改め、同条第 5 項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が 30,000 円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、30,000 円とする。

第 30 条第 1 項中「660,000 円」を「670,000 円」に、「並びに同条第 4 項」を「、同条第 4 項」に改め、「170,000 円）」の次に「並びに同条第 5 項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から力及びキに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 30,000 円を超える場合には、30,000 円）」を加え、同項第 2 号中「305,000 円」を「310,000 円」に改め、同項第 3 号中「560,000 円」を「570,000 円」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分中「、被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額」

に改め、「減額後の被保険者均等割額」の次に「及び 18 歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第 1 号中「第 24 条の 30 の 5」を「第 24 条の 30 の 6」に改め、同条第 4 項中「（第 1 項、第 2 項又は前項）」を「（前 3 項）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湖西市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 51 号

湖西市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同法第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 8 年 5 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

専決第 8 号

湖西市条例第 22 号

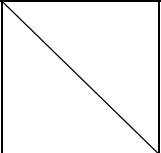
湖西市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

湖西市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成 16 年湖西市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された湖西都市計画大沢地区計画において地区整備計画が定められている区域（以下「大沢地区計画区域」という。）
都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された湖西都市計画内山地区計画において地区整備計画が定められている区域（以下「内山地区計画区域」という。）

別表第 2 に次のように加える。

大沢地区計画区域		法定禁止建築物のほか、次に掲げるもの (1) 法別表第 2 (イ) 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号並びに第 7 号に掲げるもの
----------	---	--

		(2) 法別表第 2 (い) 項第 3 号に掲げるもの（ただし、就業者の福利厚生のために設けるものを除く。） (3) 法別表第 2 (に) 項第 5 号及び第 6 号に掲げるもの (4) 法別表第 2 (ほ) 項第 3 号に掲げるもの (5) 法別表第 2 (ぬ) 項第 3 号（十三）及び（十三の二）に掲げるもの (6) 法別表第 2 (る) 項第 1 号（二十）及び（三十）に掲げるもの (7) 法別表第 2 (わ) 項第 4 号及び第 6 号から第 8 号までに掲げるもの (8) 店舗及び飲食店（就業者の福利厚生のために設けるものを除く。）
内山地区計画 区域		法定禁止建築物のほか、次に掲げるもの (1) 法別表第 2 (い) 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号並びに第 7 号に掲げるもの (2) 法別表第 2 (い) 項第 3 号に掲げるもの（ただし、就業者の福利厚生のために設けるものを除く。） (3) 法別表第 2 (に) 項第 5 号及び第 6 号に掲げるもの (4) 法別表第 2 (ほ) 項第 3 号に掲げるもの (5) 法別表第 2 (ぬ) 項第 3 号（十三）及び（十三の二）に掲げるもの (6) 法別表第 2 (る) 項第 1 号（二十）及び（三十）に掲げるもの (7) 法別表第 2 (わ) 項第 4 号及び第 6 号から第 8 号までに掲げるもの (8) 店舗及び飲食店（就業者の福利厚生のために設けるものを除く。）

別表第 3 に次のように加える。

大沢地区計画 区域		令和 8 年 3 月 31 日	1,000 平方メートル （就業者の福利厚生 のために設ける共同	法定値	法定値
--------------	--	--------------------	--	-----	-----

			住宅、寄宿舍、下宿又は店舗・飲食店で、隣接事業所と合わせて1,000平方メートル以上となる場合については、この限りでない。)		
内山地区計画区域		令和8年3月31日	1,000平方メートル(就業者の福利厚生のために設ける共同住宅、寄宿舍、下宿又は店舗・飲食店で、隣接事業所と合わせて1,000平方メートル以上となる場合については、この限りでない。)	法定値	法定値

別表第4に次のように加える。

大沢地区計画区域		法定基準による。	法定基準による。
内山地区計画区域		法定基準による。	法定基準による。

別表第5に次のように加える。

大沢地区計画区域		制限なし。	制限なし。	制限なし。	制限なし。	制限なし。	制限なし。
内山地区計画区域		制限なし。	制限なし。	制限なし。	制限なし。	制限なし。	制限なし。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 52 号

湖西市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

湖西市印鑑条例（昭和 51 年湖西市条例第 23 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 5 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市印鑑条例の一部を改正する条例

湖西市印鑑条例（昭和 51 年湖西市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 中「個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律）」を「個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律）」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 6 月 14 日から施行する。

議案第 53 号

湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について

湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 22 号）等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 5 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 1 条 湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「場合」の次に「若しくは同条第 10 項第 3 号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満 3 歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第 7 条第 5 項中「次条第 2 号」を「次条第 1 項第 2 号」に改める。

第 8 条第 1 項中「事項」の次に「（法第 6 条の 3 第 10 項第 3 号に掲げる事業（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項）」を加え、同項第 1 号中「行う」を「実施する」に改め、同項第 3 号中

「家庭的保育事業者等」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項及び第 7 項において同じ。）」を加え、同条第 7 項中「のものに限る。）」の次に「又は満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第 10 条中「相談援助業務」を「児童福祉事業」に改める。

第 15 条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第 15 条 家庭的保育事業者等は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第 16 条第 2 項中「必要な」を削り、同条第 5 項中「その事業所」を「居宅訪問型保育事業所」に改める。

第 20 条第 6 号中「利用定員」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満 3 歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第 23 条第 2 項中「市」を「当該保育の提供又は法第 24 条第 6 項の規定による措置に係る市」に改める。

第 24 条第 5 号中「含む」の次に「。次号において同じ」を加え、同条第 6 号中「前号の」を「前号に掲げる」に改める。

第 29 条中「小規模保育事業 B 型」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「小規模保育事業 C 型」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加える。

第 31 条第 2 項第 3 号中「第 6 条の 3 第 10 項第 2 号」を「第 6 条の 3 第 10 項第

2号又は第3号」に改め、同条第3項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第33条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第37条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第39条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削る。

第 40 条中「の事業所」を「が当該事業を行う事業所」に改める。

第 46 条第 3 項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第 7 項又は第 8 項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 47 条第 1 項中「第 8 条第 1 号及び第 2 号」を「第 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第 8 条」を「第 8 条第 1 項」に改める。

第 49 条第 3 項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 50 条中「、同条第 4 号中「次号」とあるのは「第 50 条において準用する第 30 条第 5 号」と」を削る。

附則第 3 項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満 3 歳以上限定小規模保育事業者及び」を加え、「第 8 条」を「第 8 条第 1 項」に改める。

附則第 6 項中「足りる」の次に「保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。）又は」を、「家庭的保育事業等」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第 8 項中「この条」を「この項」に改める。

附則第 9 項中「法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者をいい、第 31 条第 3 項」を「第 31 条第 3 項若しくは第 4 項」に、「第 46 条第 3 項」を「第 46 条第 3 項若しくは第 4 項」に、「保育士の数(前 2 項の規定の適用がないとした場合の第 31 条第 2 項又は第 46 条第 2 項により算定されるものをいう。)」を「前 2 項の規定の適用がないものとした場合の第 31 条第 2 項又は第 44 条第 2 項により算定される保育士の数」に改める。

（湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和 7 年湖西市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「保育士」の次に「及び保育従事者」を加え、「当分」を「令和 10 年 3 月 31 日まで」に改め、「改正後の湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「改正後の条例」という。）」を、「規定」の次に「（満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を、「改正前の湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「改正前の条例」という。）」を加え、附則に次の 1 項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の条例第 31 条第 2 項、第 33 条第 2 項、第 46 条第 2 項及び第 49 条第 2 項の規定（満 4 歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の条例第 31 条第 2 項、第 33 条第 2 項、第 46 条第 2 項及び第 49 条第 2 項の規定（満 4 歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年湖西市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」を

「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」

第4章 雑則（第53条）

に改める。

第2条第2項第2号中「小規模保育事業」を「満3歳未満等小規模保育事業」に改め、「規定する小規模保育事業」の次に「（同項第3号に掲げる事業を除く。）」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(2)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

第2条第2項第10号中「市町村」を「市」に改める。

第3条第1項中「適切で」を「良質かつ適切で」に改める。

第4条の見出しを削る。

第5条第2項から第6項までを削る。

第6条第2項中「第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を加え、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を加え、「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に、「教育・保育給付認定に」を「法第20条第4項の規定による認定に」に改め、同条第4項中「選考方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第 7 条第 2 項中「法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に、「第 73 条第 1 項」を「附則第 73 条第 1 項」に改め、「。第 40 条第 2 項及び第 42 条第 4 項第 1 号において同じ」を削る。

第 8 条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を加え、「、保育必要量（法第 20 条第 3 項に規定する保育必要量をいう。）」を「及び保育必要量」に改める。

第 9 条第 1 項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第 12 条の見出し中「教育・保育」を「特定教育・保育」に改める。

第 13 条第 4 項第 3 号ア（ア）中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ（ア）中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改める。

第 14 条第 1 項中「この項、第 19 条及び第 36 条第 3 項において」を削る。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改める。

第 20 条第 7 号中「第 6 条第 2 項及び第 3 項」を「第 6 条第 2 項」に改め、「選考方法」の次に「及び同条第 3 項に規定する選考の方法」を加える。

第 22 条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第 23 条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、学校教育法第 1 条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号）」に改める。

第 29 条第 1 項中「、利用者支援事業」の次に「（法第 59 条第 1 号に規定する事業をいう。）」を加える。

第 32 条第 1 項中「の各号」を削る。

第 35 条第 1 項中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 3 項後段中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第 2 号」に、「同条第 4 項第 3 号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは、「教育・保育給付認定子ども」を「同条第 4 項第 3 号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは、「教育認定子ども」に、「除く」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に、「除き、」を「満 3 歳以上保育認定子ども（」に、「含む」を「含む。）」に改める。

第 36 条第 1 項中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「前項」を「、前項」に、「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に、「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「第 6 条第 2 項中」を「第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」に改め、「第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を、「第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子ども」の次に

「の数」を加え、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子どもの総数」に、「同条第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子どもの総数」に改め、「利用定員」の次に「の総数」を加え、「同条第 4 項第 3 号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第 4 項第 3 号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「を除く」とある」を「満 3 歳以上保育認定子ども」とある」に、「及び特別利用教育」を「満 3 歳以上保育認定子ども（特別利用教育）」に、「者を除く」を「者を除く。）」に改める。

第 37 条の見出しを削り、同条第 1 項中「第 30 条」を「第 29 条」に、「第 42 条第 3 項第 1 号」を「第 42 条第 3 項」に、「第 33 条」を「第 29 条」に、「第 35 条」を「第 29 条」に、「附則第 6 項」を「附則第 4 項」に改め、同条第 2 項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）」を加え、「特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）」を「次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所」に、「法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る」を「当該各号に定める」に改め、「（事業所内保育事業を行う事業所にあつては湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 44 条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 1 号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）」を削り、「及び満 1 歳」を「と満 1 歳」に、「小学校就学前子どもに」を「小学校就学前子どもとに」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 家庭的保育事業、満 3 歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業
法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
- (2) 事業所内保育事業 法第 43 条第 3 項に規定する労働者等監護満 3 歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第 19 条第 3 号に掲げる小学

校就学前子どもに係る利用定員

第 37 条に次の 1 項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第 38 条第 2 項を削る。

第 39 条第 2 項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を、「この章」の次に「（第 43 条第 1 項を除く。）」を加え、「教育・保育給付認定」を「法第 20 条第 4 項の規定による認定」に改め、同条第 4 項中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前項」を「前 2 項」に、「同項の選考方法」を「前 2 項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第 40 条第 2 項及び第 41 条中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 42 条第 1 項中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、同項第 1 号中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に、「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「特定地域型保育事業者」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項、第 7 項、第 11 項及び第 12 項において同じ。）」を、「により特定地域型保育」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育を除く。第 6 項、第 7 項及び第 12 項において同じ。）」を、「その他の」の次に「法第 19 条第 3 号に掲げる」を加え、「以下この号」を「第

6 項第 1 号」に改め、同条中第 9 項を第 12 項とし、第 8 項を第 11 項とし、第 7 項を第 10 項とし、第 6 項を第 9 項とし、同条第 5 項各号列記以外の部分中「前項」の次に「（第 2 号に係る部分に限る。）」を、「限る。）」の次に「又は満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改め、同項を同条第 7 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第 1 項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第 3 号に係る連携協力を求めることを要しない。

第 42 条第 4 項中「特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第 1 項第 3 号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第 24 条第 3 項（同法附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第 42 条第 4 項を同条第 6 項とし、同条第 3 項中「前項の場合において、特定地域型保育事業者は」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者であって」に、「者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない」を「ものをいう」に改め、同項第 1 号中「当該」を削り、「小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業所 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項第 1 号中「と前項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されている」を「が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認める」に改め、同号に次のように加える。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

第 42 条第 2 項第 2 号中「前項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための」を「市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な」に、「が講じられている」を「を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難である」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（第 5 項において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）であって、第 1 項第 1 号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第 46 条第 7 号中「第 39 条第 2 項」を「第 39 条第 2 項及び第 3 項」に、「選考方法」を「選考の方法」に改める。

第 47 条第 1 項及び第 2 項ただし書並びに第 49 条第 2 項中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 50 条中「、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条」を「から第 14 条まで（第 10 条及び第 13 条を除く。）」に、「特定地域型保育事業、」を「特定地域型保育

事業者、」に改め、「第 11 条中「教育・保育給付認定子ども」の次に「について」を加え、「満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、「同じ。）」の次に「について」を加え、「第 12 条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第 14 条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第 1 項」を「第 14 条第 1 項」に改め、「この項、第 19 条及び第 36 条第 3 項」を削り、「及び第 19 条」の次に「において」を加え、「特定教育・保育提供証明証」を「特定教育・保育提供証明書」に、「特定地域型保育提供証明証」を「特定地域型保育提供証明書」に改め、「地域型保育給付費」と」の次に「、第 25 条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、学校教育法第 1 条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号）」とあるのは「各号」と」を加える。

第 51 条第 1 項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第 1 項」を「第 52 条第 1 項」に、「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 3 項前段中「いう。次条第 3 項」の次に「及び第 52 条第 3 項」を加え、「前節」を「この章」に、「第 40 条第 2 項」を「第 37 条第 3 項、第 39 条第 3 項及び第 40 条第 2 項」に、「第 50 条」を「前条」に、「除く。次条第 3 項において同じ」を「除く」に改め、「までを含む」の次に「。第 52 条第 3 項において同じ」を加え、同項中「第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を、「第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を、「この章」の次に「（第 43 条第 1 項を除く。）」を加え、「同号又は同条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除き、第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満 3 歳以上保育認定子どもを含む。）」において同じ。）」に、「同号に掲げる小学校就学前子ども」を「同

号」に、「同条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」を「法第 19 条第 3 号」に、「教育・保育給付認定に」を「法第 20 条第 4 項の規定による認定に」に改め、「第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 51 条の 2 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。

以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、第 37 条第 3 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第 37 条第 2 項、第 39 条第 2 項及び第 40 条第 2 項を除き、第 50 条において準用する第 8 条から第 14 条まで（第 10 条及び第 13 条を除く。）、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第 39 条第 3 項中「第 19 条第 2 号」とあるのは「第 19 条第 1 号」と、「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第 19 条第 2 号」と、「法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）」に要

する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「前項」を「、前項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「前条第1項」を「第51条第1項」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「前節」を「この章」に改め、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子ども」に改め、「、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と」を削り、「及び満3歳以上保育認定子ども」の次に「（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」を加える。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交

付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等の交付又は提出をしたものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・

保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 6 第 2 項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第 2 項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第 4 項」とあるのは「第 6 項において準用する第 4 項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等の交付又は提出をした」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第 1 号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第 2 号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第 3 項中「前項各号」とあるのは「第 6 項において準用する前項各号」と、第 4 項中「第 2 項」とあるのは「第 6 項において準用する第 2 項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第 1 号中「第 2 項各号」とあるのは「第 6 項において準用する第 2 項各号」と、第 5 項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第 2 項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附則第 2 項中「同条第 2 項中当該特定教育・保育」を「同条第 2 項中「当該特定教育・保育」に改める。

附則第 5 項中「10 年」を「15 年」に改める。

（湖西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 4 条 湖西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年湖西市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 13 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する

法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項の規定 公布の日
 - (2) 第 1 条中湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 15 条の改正規定及び第 3 条の規定 令和 8 年 12 月 25 日
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）附則第 3 条第 4 項及び第 6 条第 3 項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議案第 54 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 5 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 水槽付消防ポンプ自動車 |
| 2 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 取得金額 | 90,200,000 円 |
| 4 取得の相手方 | 浜松市中央区馬郡町 1893 番地の 1
静岡森田ポンプ株式会社
代表取締役 中 村 朋 行 |

令和 8 年度湖西市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度湖西市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 19,034 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,550,966 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 5 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	4,134,924	935	4,135,859
	3 委託金	32,852	935	33,787
18	寄附金	250,040	1,000	251,040
	1 寄附金	250,040	1,000	251,040
19	繰入金	1,999,901	△21,671	1,978,230
	1 基金繰入金	1,999,894	△21,671	1,978,223
21	諸収入	950,974	702	951,676
	6 雑入	338,518	702	339,220
歳 入 合 計		28,570,000	△19,034	28,550,966

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	176,178	5,000	181,178
	1 議会費	176,178	5,000	181,178
2	総務費	2,998,072	△18,300	2,979,772
	1 総務管理費	2,451,362	△18,542	2,432,820
	2 徴税費	348,709	6,396	355,105
	3 戸籍住民基本台帳費	133,202	△5,625	127,577
	4 選挙費	25,238	530	25,768
	5 統計調査費	12,955	△987	11,968
	6 監査委員費	26,606	△72	26,534
3	民生費	7,918,042	△1,264	7,916,778
	1 社会福祉費	3,796,226	1,527	3,797,753
	2 児童福祉費	3,612,087	△3,740	3,608,347
	3 生活保護費	503,130	949	504,079
4	衛生費	3,252,473	△4,118	3,248,355
	1 保健衛生費	724,682	△3,616	721,066
	2 清掃費	1,556,814	△502	1,556,312
6	農林水産業費	266,297	△1,393	264,904
	1 農業費	216,749	△1,393	215,356
7	商工費	871,455	11,010	882,465
	1 商工費	871,455	11,010	882,465
8	土木費	3,307,863	△7,331	3,300,532
	1 土木管理費	346,572	9,241	355,813
	4 都市計画費	2,240,957	△10,896	2,230,061
	5 住宅費	151,157	△5,676	145,481
9	消防費	1,539,164	△4,666	1,534,498
	1 消防費	1,539,164	△4,666	1,534,498

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	教育費	6,164,837	2,028	6,166,865
	1 教育総務費	4,173,064	23,611	4,196,675
	2 小学校費	359,486	2,601	362,087
	3 中学校費	267,713	△1,261	266,452
	4 幼稚園費	735,546	△18,385	717,161
	6 社会教育費	352,147	△6,966	345,181
	7 保健体育費	276,881	2,428	279,309
	歳 出 合 計	28,570,000	△19,034	28,550,966

議案第 56 号

令和 8 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正 予算（第 1 号）

令和 8 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 289 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,433,711 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 5 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7	繰越金	50,000	△289	49,711
	1 繰越金	50,000	△289	49,711
歳 入 合 計		5,434,000	△289	5,433,711

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	国民健康保険事業費納付金	1,508,370	△289	1,508,081
	1 医療給付費分	1,011,727	△8,867	1,002,860
	2 後期高齢者支援金等分	349,175	4,622	353,797
	3 介護納付金分	114,285	1,091	115,376
	4 子ども・子育て支援納付金分	33,183	2,865	36,048
歳 出 合 計		5,434,000	△289	5,433,711

議案第 57 号

令和 8 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正 予算（第 1 号）

令和 8 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 702 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,148,328 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 5 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	213,432	702	214,134
	1 一般会計繰入金	213,432	702	214,134
歳 入 合 計		1,147,626	702	1,148,328

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	49,459	702	50,161
	1 総務管理費	46,146	702	46,848
歳 出 合 計		1,147,626	702	1,148,328

令和 8 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 8 年度湖西市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	1,352,867 千円	△2,693 千円	1,350,174 千円
第 1 項 営業費用	1,187,426 千円	△2,693 千円	1,184,733 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 196,904 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 197,736 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 175,217 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 176,049 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 資本的支出	1,355,369 千円	832 千円	1,356,201 千円
第 1 項 建設改良費	534,030 千円	832 千円	534,862 千円

（債務負担行為の補正）

第 4 条 予算第 5 条に定めた債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり変更する。

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
湖西浄化センター中央監視装置電気更新工事委託に関する協定	令和9年度 ～令和10年度	400,400 千円	令和9年度 ～令和10年度	418,440 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	58,934 千円	△1,861 千円	57,073 千円

令和8年5月29日提出

湖西市長 田 内 浩 之

令和 8 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 8 年度湖西市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	1,357,783 千円	△5,181 千円	1,352,602 千円
第 1 項 営業費用	1,318,719 千円	△5,181 千円	1,313,538 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 803,439 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 799,273 千円」に、「建設改良積立金 387,423 千円」を「建設改良積立金 383,257 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 資本的支出	1,003,449 千円	△4,166 千円	999,283 千円
第 1 項 建設改良費	743,699 千円	△4,166 千円	739,533 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	110,745 千円	△9,347 千円	101,398 千円

令和 8 年 5 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之